

濃尾用水地区

犬山頭首工洪水吐制水門5号他塗装工事

特 別 仕 様 書

東海農政局

木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考						
第1章 総 則	<p>濃尾用水地区犬山頭首工洪水吐制水門5号他塗装工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書(令和5年3月23日改正)（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。</p> <p>同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>							
第2章 工事内容 1. 目的 2. 工事場所 3. 工事概要 4. 工事数量	<p>本工事は、犬山頭首工洪水吐制水門5号の維持管理のため、扉体外面及び内面の塗替え塗装を行うものである。</p> <p>岐阜県各務原市鵜沼小伊木町地内</p> <p>本工事は、犬山頭首工洪水吐制水門5号の扉体外側及び内側に塗装を行う工事で、その概要は以下のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="470 734 1284 884"> <tr> <td>(1) 現場素地調整工</td> <td>663 m²</td> </tr> <tr> <td>(2) 現場塗装工</td> <td>663 m²</td> </tr> <tr> <td>(3) 仮設工（予備ゲート、防護工、吊り足場工、側面足場工）</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p>	(1) 現場素地調整工	663 m ²	(2) 現場塗装工	663 m ²	(3) 仮設工（予備ゲート、防護工、吊り足場工、側面足場工）	1式	
(1) 現場素地調整工	663 m ²							
(2) 現場塗装工	663 m ²							
(3) 仮設工（予備ゲート、防護工、吊り足場工、側面足場工）	1式							
第3章 施工条件 1. 工事期間中の休業日 2. 工程制限 3. 作業時間の制限 4. その他	<p>工事期間中の休業日は、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準13日見込んでいる。</p> <p>なお、休業日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。</p> <p>河川工事の着手は、河川法協議の同意予定である令和6年10月16日から予定している。</p> <p>犬山頭首工管理橋（以下「管理橋」という。）及び犬山頭首工操作橋（以下「操作橋」という。）を交通規制して施工する作業時間は、管理橋及び操作橋共に、9時00分から16時00分までとする。</p> <p>なお、管理橋の交通規制は、仮設資機材の搬入・搬出を行う期間は通行止めとする。それ以外の期間は、歩行者等が通行できる幅員を確保するものとする。また、操作橋の交通規制については予備ゲートの設置・撤去を行う時は片側交互通行を予定している。</p> <p>(1) 本工事は、関係法令、河川管理者の協議による条件を遵守しなければならない。</p> <p>なお、河川管理者との協議は、発注者にて行う。</p> <p>(2) 河川区域内工事は、濃尾用水犬山頭首工管理規程における洪水流量(600 m³/s)を超える恐れがある場合は、監督職員指示のもと速やかに作業を終了させなければならない。</p> <p>なお、作業再開時は、事前に監督職員へ連絡しなければならない。</p>							
第4章 現場条件 1. 関連工事	<p>受注者は、次に示す項目について関連工事の受注者と連絡を密にとり、施工しなければならない。</p>							

項目	内 容			備 考								
	関連工事	期 間	調整項目									
	犬山頭首工右岸制水門水密ゴ ム取替他工事（仮称）	令和6年10月～ 令和7年1月	・ライン大橋の通 行									
2. 資機材の配置	工事の施工にあたって、資機材は管理橋に配置する。											
3. 重量制限	管理橋の支間総重量（車両・資機材等の総重量）は、17t以内とする。 また、操作橋から予備ゲート及び足場資材を搬入・搬出する際の車両総重量は本特別仕様書で指示するものを除き6.8t以内とする。											
4. 工事区域の保全	本工事区域には、農林水産省所管の土地改良財産があるので、施工に当たっては施設に損傷を与えないよう十分配慮しなければならない。 なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに、受注者の負担において補修しなければならない。											
5. 第三者に対する措置												
(1) 騒音・振動対策	(1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 (2) 住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、監督職員と協議するものとする。											
(2) 保安対策	(1) 工事予告看板の設置 本工事の施工にあたっては、関係機関との協議の結果、工事予定地周辺に工事予告看板の設置を行うものとする。設置場所の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、工事予告看板を設置した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。 (2) 交通誘導警備員の配置 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備員検定合格者（1級又は2級）とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、操作橋より予備ゲート及び仮設足場等を設置・撤去する期間とし下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>昼夜別</th> <th>交替要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>操作橋（片側交互通行部の前・中・後）</td> <td>3名/日</td> <td>昼</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交替要員の有無	操作橋（片側交互通行部の前・中・後）	3名/日	昼	無	
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交替要員の有無									
操作橋（片側交互通行部の前・中・後）	3名/日	昼	無									
(3) 道路使用許可	3) 管理橋については、交通誘導警備員を配置しないが、常に資機材の整理整頓を行い通行の安全を確保すること。 受注者は、操作橋上で作業するにあたり犬山及び各務原警察署長の許可を得るものとする。											
6. 防塵処理対策	本工事の施工については、河川区域内で行うことから、塵芥を河川に排出											

項 目	内 容	備 考
<p>第5章 仮設</p> <p>1. 工事用進入路</p> <p>2. 予備ゲート</p> <p>3. 吊り足場</p>	<p>することのないように善良な現場管理を行わなければならない。</p> <p>河川内工事現場への進入方法は、右岸から洪水吐制水門6号下流エプロン部を渡って洪水吐制水門5号へ徒歩で進入するものとする。</p> <p>(1) 設置方法</p> <p>1) 予備ゲートの設置位置は、洪水吐制水門5号の下流部とする。</p> <p>2) 予備ゲート部材の吊込みは、操作橋より行うものとし、ラフテレーンクレーンで行うものとする。</p> <p>3) 設置及び撤去の吊り下げ及び吊り上げにあたっては、予備ゲート格納庫にあるリフティングビームを用いるものとする。</p> <p>4) 塗装完成后、施工段階確認及び河川管理者の確認検査が終了してから撤去するものとする。</p> <p>5) 撤去は、洪水吐制水門5号を犬山頭首工管理所職員が全閉してから、洪水吐制水門5号との間にある溜り水を予備ゲート中央の上段扉体を吊り上げて、水位を下げながら予備ゲート扉体の取り外しを行うことを想定している。</p> <p>吊り足場は、仮設足場構造図に示すH.W.L42.58m以上の高さに設置するものとし、監督職員が洪水吐制水門5号を開扉するので現地で確認しながら決定する。また、固定場所は、操作橋と管理橋の高欄部を考えている。</p>	
<p>第6章 貸与設備等</p> <p>1. 仮締切用水門設備</p>	<p>仮締切用水門設備1式を貸与する。</p> <p>(1) 名 称 犬山頭首工予備ゲート</p> <p>(2) 形 式 プレートガータ構造角落しゲート 純径間 29.68m×扉体高 3.50m 1門</p> <p>(3) 貸与場所 犬山頭首工予備ゲート格納庫 愛知県犬山市大字犬山字四日市地内</p> <p>(4) 貸与期間 工事施工期間</p> <p>(5) 数 量 次表のとおり</p>	

項 目	内 容	備 考														
第7章 仮設 1. 工事用電力 第8章 施工 1. 検測又は確認(施工段階確認)	・扉 体(1門当たり) <table border="1" data-bbox="491 237 1235 517"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>設置枚数 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上段扉体 (3.050m×0.750m)</td> <td>18 枚(283 kg/枚)</td> </tr> <tr> <td>中段扉体 (3.050m×0.750m)</td> <td>18 枚(346 kg/枚)</td> </tr> <tr> <td>下段扉体 (3.050m×0.500m)</td> <td>9 枚(288 kg/枚)</td> </tr> <tr> <td>上段扉体 (1.510m×0.750m)</td> <td>2 枚(172 kg/枚)</td> </tr> <tr> <td>中段扉体 (1.510m×0.750m)</td> <td>2 枚(201 kg/枚)</td> </tr> <tr> <td>下段扉体 (1.510m×0.500m)</td> <td>1 枚(164 kg/枚)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	設置枚数 (参考値)	上段扉体 (3.050m×0.750m)	18 枚(283 kg/枚)	中段扉体 (3.050m×0.750m)	18 枚(346 kg/枚)	下段扉体 (3.050m×0.500m)	9 枚(288 kg/枚)	上段扉体 (1.510m×0.750m)	2 枚(172 kg/枚)	中段扉体 (1.510m×0.750m)	2 枚(201 kg/枚)	下段扉体 (1.510m×0.500m)	1 枚(164 kg/枚)	
	種 類	設置枚数 (参考値)														
	上段扉体 (3.050m×0.750m)	18 枚(283 kg/枚)														
	中段扉体 (3.050m×0.750m)	18 枚(346 kg/枚)														
	下段扉体 (3.050m×0.500m)	9 枚(288 kg/枚)														
	上段扉体 (1.510m×0.750m)	2 枚(172 kg/枚)														
	中段扉体 (1.510m×0.750m)	2 枚(201 kg/枚)														
	下段扉体 (1.510m×0.500m)	1 枚(164 kg/枚)														
	・支 柱(1門当たり) <table border="1" data-bbox="512 595 1216 714"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>設置本数 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端部支柱 (L=5.300m)</td> <td>2 本(1209 kg/本)</td> </tr> <tr> <td>中間支柱 (L=5.300m)</td> <td>9 本(1016 kg/本)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	設置本数 (参考値)	端部支柱 (L=5.300m)	2 本(1209 kg/本)	中間支柱 (L=5.300m)	9 本(1016 kg/本)									
	種 類	設置本数 (参考値)														
	端部支柱 (L=5.300m)	2 本(1209 kg/本)														
	中間支柱 (L=5.300m)	9 本(1016 kg/本)														
	・斜 材(1門当たり) <table border="1" data-bbox="512 795 1216 913"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>設置本数 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプC (L=2.878m) (含ブラケット) (タイプBと共用)</td> <td>11 本(294 kg/本)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	設置本数 (参考値)	タイプC (L=2.878m) (含ブラケット) (タイプBと共用)	11 本(294 kg/本)											
	種 類	設置本数 (参考値)														
	タイプC (L=2.878m) (含ブラケット) (タイプBと共用)	11 本(294 kg/本)														
	・倒止材(1門当たり) <table border="1" data-bbox="512 990 1216 1151"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>設置本数 (参考値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒止材 (L=3.05+0.360m)</td> <td>2 本(85 kg/本)</td> </tr> <tr> <td>倒止材 (L=3.050m)</td> <td>7 本(72 kg/本)</td> </tr> <tr> <td>倒止材 (L=1.510m)</td> <td>1 本(35 kg/本)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	設置本数 (参考値)	倒止材 (L=3.05+0.360m)	2 本(85 kg/本)	倒止材 (L=3.050m)	7 本(72 kg/本)	倒止材 (L=1.510m)	1 本(35 kg/本)							
	種 類	設置本数 (参考値)														
	倒止材 (L=3.05+0.360m)	2 本(85 kg/本)														
	倒止材 (L=3.050m)	7 本(72 kg/本)														
	倒止材 (L=1.510m)	1 本(35 kg/本)														
・リフティングビーム <table border="1" data-bbox="491 1238 1235 1357"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>参考値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフティングビーム(3.050m用)</td> <td>129kg/基</td> </tr> <tr> <td>リフティングビーム(1.510m用)</td> <td>86kg/基</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	参考値	リフティングビーム(3.050m用)	129kg/基	リフティングビーム(1.510m用)	86kg/基										
種 類	参考値															
リフティングビーム(3.050m用)	129kg/基															
リフティングビーム(1.510m用)	86kg/基															
(6) 貸与条件 1) 貸与設備については、発注者の許可無く目的以外に使用してはならない。 2) 数量を確認し、元通りの位置に置くこと。 3) 補修が必要な場合は監督職員へ報告すること。																
(7) 返納場所 (3) と同じ 本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。																
(1) 本工事の施工段階において、下表に示すとおり、立会いによる検測又は確認を受けるものとする。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 なお、施工段階確認の具体的な実施方法については、施工計画書に記載するものとする。																

項 目	内 容	備 考																
	<p>(2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に立会願いを提出する。また、確認後は施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出する。</p> <p>(3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。 なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>1) 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>2) 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。 なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 775 1273 960"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>確認内容</th> <th>確認時期 ・ 頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素地調整</td> <td>ケレン状況</td> <td>素地調整完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>外観、膜厚</td> <td>各層塗装完了時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予備ゲート</td> <td>扉体の全高</td> <td>設置完了時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	確認内容	確認時期 ・ 頻度	備考	素地調整	ケレン状況	素地調整完了時		塗装	外観、膜厚	各層塗装完了時		予備ゲート	扉体の全高	設置完了時		
工 種	確認内容	確認時期 ・ 頻度	備考															
素地調整	ケレン状況	素地調整完了時																
塗装	外観、膜厚	各層塗装完了時																
予備ゲート	扉体の全高	設置完了時																
2. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事において建設資材廃棄物等の搬出はない。</p>																	
3. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事において特定建設資材の分別解体等はない。</p>																	
4. 見本又は資料の提出	<p>次に示す材料は、使用前に次の資料を監督職員へ提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="456 1270 951 1350"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塗料</td> <td>試験成績書</td> </tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	塗料	試験成績書													
材料名	提出物																	
塗料	試験成績書																	
第9章 塗 装																		
1. 一般事項	<p>塗装は下記3の塗装仕様により施工するものとし、施工中に、塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。</p>																	
2. 施工方法	<p>(1) 塗装作業は、洪水吐制水門5号を河川上に吊足場を用いて作業を行うものとする。</p> <p>(2) 塗装作業に先立ち、高圧水洗い洗浄を行い付着物等の除去を行うものとする。</p> <p>(3) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、各種の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。</p> <p>(4) 素地調整工は、タッチアップを含んでいる。</p> <p>(5) 削り落とされた劣化塗膜片等は収集して適切に処分するものとする。 また、塗装面の洗浄後に出る洗浄水の処分方法についても同様とする。</p>																	
3. 塗装仕様	<p>扉体の塗装仕様は次のとおりとする。</p> <p>1) 洪水吐制水門5号扉体の外面上流部</p>																	

項 目	内 容				備 考	
<p>4. 安全対策</p> <p>第10章 施工管理等</p> <p>1. 主任技術者等の資格</p> <p>2. 余裕工期制度の試行について</p>	エポキシ樹脂系, 2層塗り					
	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚 (μm)	備考	
	現場	素地調整	3種C	—		
		第1層(中塗)	エポキシ樹脂塗料	40	はけ・ ロー	
		第2層(上塗)	エポキシ樹脂塗料	40		
	※上塗色は、42-40Hとする。					
	<p>2) 洪水吐制水門5号扉体の外面下流部 ポリウレタン樹脂系, 2層塗り</p>					
	施工場所	工程	塗料等	標準膜厚 (μm)	備考	
	現場	素地調整	3種C	—		
		第1層(中塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料用中塗り	40	はけ・ ロー	
第2層(上塗)		弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30			
※上塗色は、42-40Hとする。						
<p>3) 洪水吐制水門5号扉体の内面 変性エポキシ樹脂系, 2層塗り</p>						
施工場所	工程	塗料等	標準膜厚 (μm)	備考		
現場	素地調整	3種C	—			
	第1層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料	100	はけ・ ロー		
	第2層(上塗)	変性エポキシ樹脂塗料	100			
※上塗色は、42-40Hとする。						
<p>塗装作業において、作業者の有機溶剤中毒、混合ガスによる爆発等の事故が起きないように必要な処置を講ずるとともに、安全管理には十分努めなければならない。</p>						
<p>(1) 主任技術者 建設業法第7条の2項イ、ロ又はハに該当するものであること。</p> <p>(2) 監理技術者 ①建設業法第15条第2項のイ、ロ又はハに該当する者であること。 ②監理技術者資格者証を有する者であること。 ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有するものであること。</p>						
<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。</p>						
<p>余裕期間内は、主任技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は</p>						

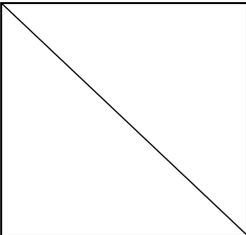
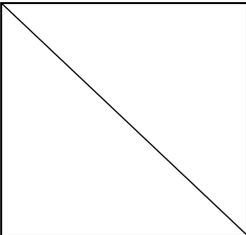
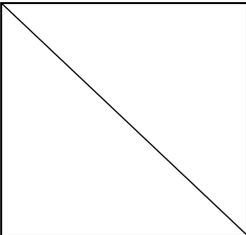
項 目	内 容	備 考
	<p>受注者の責により行うものとする。</p> <p>工 期：工事の始期から134日間 (ただし、令和6年9月16日(工事着手期限日)までに工事を開始すること。)</p> <p>※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p>	
3. CORINSへの登録	<p>技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、契約変更)工期をもって登録することとし、余裕期間は含まないことに留意する。</p>	
4. 施工管理	<p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」(令和4年3月31日改正)及び共通仕様書(施)(令和5年3月23日改正)による。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>	
5. 工事写真における 黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第11章 条件変更の 補足説明</p>	<p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の出来形管理のための測量等に要する費用に含まれる。</p> <p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 河川の流況(洪水の発生) (2) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合 (3) 関連工事との調整に係るもの (4) 不可抗力によるもの (5) 法・基準の改正に係るもの (6) その他本仕様書に定めのないもの</p>	
<p>第12章 その他 1. 契約後 VE 提案</p>	<p>(1) 定義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE 提案の意義及び範囲 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 ② 工事請負契約書第18条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案 ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>(3) VE 提案書の提出 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(共通仕様書(施)工事関係書類様式(様式-6)の様式1～様式4)に記載し、発注者に提出しなければならない。 ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 ② VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。) ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱に関する事項</p> <p>⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(4) VE 提案の適否等</p> <p>1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式 5）により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE 提案書の使用</p> <p>発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在</p> <p>発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないことと</p>	

項 目	内 容	備 考
2. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>する。</p> <p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>	
3. 電子納品	<p>工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章 1-1-26 及び 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>工事完成図書の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部</p>	
4. ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。</p>	
5. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農林水産省 WEB サイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>(1) 工事円滑化会議(施工条件確認会議)</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図られるよう、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議(工程確認会議)</p> <p>工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部、事務所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が工期、設計変更内容等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(4) 建設コンサルタントの出席</p> <p>上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
6. 現場環境の改善の試行	<p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 洋式（洋風）便器 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） 3) 臭い逆流防止機能 4) 容易に開かない施錠機能 5) 照明設備 6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） <p>【付属品として備えるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 9) サニタリーボックス 10) 鍵と手洗器 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> 12) 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） 13) 擬音装置（機能を含む） 14) 着替え台 15) 臭気対策機能の多重化 16) 室内温度の調整が可能な設備 17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） <p>(2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～17)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>	

項 目	内 容	備 考				
7. 週休2日による 施工	<p>(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。（注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="437 1816 1294 2051"> <tr> <td data-bbox="437 1816 683 2051" rowspan="2">  </td> <td data-bbox="683 1816 890 2051"> 4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 </td> <td data-bbox="890 1816 1082 2051"> 4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上 28.5%未満 </td> <td data-bbox="1082 1816 1294 2051"> 4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上 25%未満 </td> </tr> </table>		4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上 25%未満	
	4週8休以上 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上		4週7休以上 4週8休未満 現場閉所率 25%(7日/28日)以上 28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 現場閉所率 21.4%(6日/28日)以上 25%未満		

項 目	内 容			備 考	
			満		
	労務費	1.05	1.03	1.01	
	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	
	現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05	
8. 週休2日制の促進	②補正方法				
	<p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下現場閉所率28.5%（8日/28日）現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満、現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満「工事成績要領」という。）別紙8事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <div data-bbox="496 1758 1254 1989" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 監督職員用</p> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次</p>				

項 目	内 容	備 考
<p>9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p>	<p>の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない(休日率4週6休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>①監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。 <input type="checkbox"/> その他 [理由: 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行った。] </div> <p>②事業(務)所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 <input type="checkbox"/> その他 [理由: 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。] </div> <p>3)現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7.法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。</p> <p>①事業(務)所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> その他 [理由: 現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] </div> <p>(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p> <p>(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」で次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、農林水産省土地改良工事積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で変更契約する試行工事である。</p> <p>営 繕 費: 労務者送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。)</p> <p>労務管理費: 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事や通勤等に要する費用</p> <p>(2) 本工事の施工に当り、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費: 建設機械の運搬費 準備費: 伐開・除根・除草費</p> <p>(3) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。</p> <p>(4) 受注者は、(3)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p>	<p>(5) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(6) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>(7) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(5)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>(8) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>(9) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p>(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>2) 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$ <p>(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。</p> <p>なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$ <p>※ 補正係数：1.2</p>	
<p>第14章 定めなき事項</p>	<p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても、構</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
石島 光男 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので、通知します。

工 事 名	濃尾用水地区 犬山頭首工洪水吐制水門 5 号他塗装工事
工 事 場 所	岐阜県各務原市鵜沼小伊木町地内
契約予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 事 の 始 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日
工 期	工事の始期から令和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇〇日間)

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期（工事始期及び終期）を記載する。

令和6年度

木曾川水系（管理）

濃尾用水地区犬山頭首工洪水吐制水門5号他塗装工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

木曾川水系土地改良調査管理事務所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門整備補修工				
(1)現場塗装工 (洪水吐制水門 5号外面)				
外面上流面		式	1.000	
外面下流面		式	1.000	
(2)現場塗装工 (洪水吐制水門 5号内面)				
内面		式	1.000	
(3)仮設工 (洪水吐制水門 5号)				
仮設締切設置・撤去		式	1.000	
吊足場工、側面足場工及び防護工		式	1.000	
昇降足場		式	1.000	
安全費				
1. 安全費				
(1)安全費				
交通誘導員		式	1.000	
交通誘導警備員 A		人	45.000	